

JA紀の里 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備をおこなうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

<対策>

- 令和2年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年度～ 管理職研修及び職場内広報誌などによる職員への周知

目標2：令和5年までに所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、拡充を行う

<対策>

- 令和2年4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和3年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を1回実施
- 令和3年4月～ 内部検討委員会等での検討開始
- 令和4年4月～ 管理職への研修及び職場内広報誌による職員への周知
- 令和4年4月～ ノー残業デーの実施・拡充